

近畿中国森林管理局公告

森林法(昭和26年法律第249号)第7条の2第1項の規定に基づき、加賀森林計画区外7森林計画区の国有林の地域別の森林計画及び同法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、能登森林計画区外31森林計画区の国有林の地域別の森林計画の変更計画を定めたいので、同法第7条の2第4項の規定において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し当該国有林の地域別の森林計画の案を縦覧します。

なお、当該国有林の地域別の森林計画の案について、縦覧期間満了の日までに近畿中国森林管理局長に意見を提出することができます。

平成23年11月15日

近畿中国森林管理局長 本村 裕三

1 国有林の地域別の森林計画(案)の縦覧場所

近畿中国森林管理局計画課及び森林管理署等(別表1のとおり)

2 縦覧期間

自 平成23年11月15日

至 平成23年12月14日

3 意見書の提出

当該計画の案に意見がある方は、近畿中国森林管理局長に対し、書面をもって意見書を提出することができます。意見は、必ずその理由を明らかにした上で、提出してください。

(1)意見の提出方法及びあて先

ア 郵送の場合

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局長(計画課扱い)あて

イ ファクシミリの場合

F A X 06-6881-3476

近畿中国森林管理局長(計画課扱い)あて

ウ 電子メールの場合

E-mail kc_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2)意見の提出期限

縦覧期間が終わる平成23年12月14日(水)の17時までに必着とします。

(3)意見提出上の注意

ア 意見のある国有林の地域別の森林計画名を明記してください。

イ 意見を提出される方が個人の場合は、住所、氏名、性別、年齢、職業を、法人その他の団体の場合は、その名称、及び主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、意見を提出いただいた方の氏名等については、今回の目的以外には使用いたしません。

ウ 意見は、日本語で記載してください。

エ 電子メールで意見を提出される方でファイルを添付される場合は、内容を読み出せないことがありますので、必ずテキスト形式のファイルとしてください。また、電子メールによる意見の提出の場合は、確認のため、返信メールをお送りすること等がありますので御了承ください。

オ 電話や、直接の面談による意見はお受けできません。

(4)意見の取扱い

提出いただいた意見は、計画樹立時に参考とさせていただきます。

また、計画の公表とあわせて意見の要旨及び処理結果を公表いたします。

なお、意見をいただいた方の氏名等は一切公表いたしません。

別表 1

国有林の地域別の森林計画(案) (経常樹立) 縦覧場所

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
石 川	加 賀	石川森林管理署	〒 9 2 0 - 1 1 5 5 石川県金沢市田上本町 7 1 街区 1 番 電話 (代表) 050-3160-6100
三 重	伊 賀	三重森林管理署	〒 5 1 9 - 0 1 1 6 三重県亀山市本町 1 - 7 - 1 3 電話 (代表) 050-3160-6110
兵 庫	加 古 川	兵庫森林管理署	〒 6 7 1 - 2 5 7 3 兵庫県宍粟市山崎町今宿 1 0 0 - 1 電話 (代表) 050-3160-6170
和歌山	紀 北	和歌山森林管理署	〒 6 4 6 - 0 0 1 1 和歌山県田辺市新庄町 2 3 4 5 - 1 電話 (代表) 050-3160-6120
鳥 取	千 代 川	鳥取森林管理署	〒 6 8 0 - 0 0 1 1 鳥取県鳥取市東町 2 - 3 2 5 電話 (代表) 050-3160-6125
島 根	隠 岐	島根森林管理署	〒 6 9 0 - 0 8 7 3 島根県松江市内中原町 2 0 7 電話 (代表) 050-3160-6130
広 島	瀬 戸 内	広島森林管理署	〒 7 3 0 - 0 8 2 2 広島県広島市中区吉島東 3 - 2 - 5 1 電話 (代表) 050-3160-6145
山 口	岩 徳	山口森林管理事務所	〒 7 5 3 - 0 0 9 4 山口県山口市野田 3 5 - 1 電話 (代表) 050-3160-6155
上記森林計画区全て		近畿中国森林管理局	〒 5 3 0 - 0 0 4 2 大阪市北区天満橋 1 - 8 - 7 5 電話(直) 050-3160-6733 6740

国有林の地域別の森林計画(案) (変更計画) 縦覧場所

(N01)

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
石 川	能 登	石川森林管理署	〒920-1155 石川県金沢市田上本町71街区1番 電話(代表) 050-3160-6100
福 井	越 前	福井森林管理署	〒910-0005 福井県福井市大手2-11-15 電話(代表) 050-3160-6105
	若 狭		
三 重	北 伊 勢	三重森林管理署	〒519-0116 三重県亀山市本町1-7-13 電話(代表) 050-3160-6110
	尾 鷲 熊 野		
	南 伊 勢		
滋 賀	湖 南	滋賀森林管理署	〒520-2134 滋賀県大津市瀬田3-40-18 電話(代表) 050-3160-6115
	湖 北		
京 都	由 良 川	京都大阪 森林管理事務所	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子 風 呂町102 京都農林水産総合庁舎 電話(代) 075-414-9822
	大 阪		
	淀川上流		
兵 庫	揖 保 川	兵庫森林管理署	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1 電話(代表) 050-3160-6170
	円 山 川		
奈 良	北山十津川	奈良森林管理事務所	〒630-8035 奈良県奈良市赤膚町1143-20 電話(代表) 050-3160-6150
	吉 野		
	大和木津川		
和歌山	紀 中	和歌山森林管理署	〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1 電話(代表) 050-3160-6120
	紀 南		

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
鳥 取	天 神 川	鳥取森林管理署	〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-325 電話(代表) 050-3160-6125
	日 野 川		
島 根	高 津 川	島根森林管理署	〒690-0873 島根県松江市内中原町207 電話(代表) 050-3160-6130
	江の川下流		
	斐 伊 川		
岡 山	吉 井 川	岡山森林管理署	〒708-0006 岡山県津山市小田中228-1 電話(代表) 050-3160-6135
	旭 川		
	高梁川下流		
広 島	高梁川上流	広島北部森林管理署	〒728-0012 広島県三次市十日市中2-5-19 電話(代表) 050-3160-1000
	江の川上流		
	太 田 川	広島森林管理署	〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3-2-51 電話(代表) 050-3160-6145
山 口	山 口	山口森林管理事務所	〒753-0094 山口県山口市野田35-1 電話(代表) 050-3160-6155
	豊 田		
	萩		
上記森林計画区全て		近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番75号 電話(直) 050-3160-6733 6740

